省　令

○法務省令第三十四号

刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）第十条の規定に基づき、刑事確定訴訟記録法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十日

法務大臣　岩城　光英

刑事確定訴訟記録法施行規則の一部を改正する省令

刑事確定訴訟記録法施行規則（昭和六十二年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法別表第二号1㈥」を「法別表第二号1㈦」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

○厚生労働省令第百号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条及び第百九条の十第一項第四十二号並びに日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第三十八条第五項第三号への規定に基づき、国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九項及び第十項を次のように改める。

（政府管掌年金事業の運営に関する事務の特例）

9　法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものは、第一条第二項各号に掲げるもののほか、平成二十八年度の一般会計予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金（次項において「年金生活者等支援臨時福祉給付金」という。）の支給に関する事務とする。

（機構への事務の委託の特例）

10　法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、第百十六条各号に掲げるもののほか、年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給の事務に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）とする。

（日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第二条　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

（年金個人情報の利用目的以外の目的のための利用の特例）

第二条　法第三十八条第五項第三号への厚生労働省令で定めるものは、第九条各号に掲げるもののほか、平成二十八年度の一般会計予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金の支給に関する事務とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百二十二号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第四条第一項の規定により、政党の要請があったため、同項及び同条第二項の規定に基づき、対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十日

総務大臣　山本　早苗

対象政党事務所の所在地	東京都千代田区永田町一丁目十一番一号
対象政党事務所の敷地	東京都千代田区永田町一丁目十一番一号
対象政党事務所に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区永田町一丁目七番、八番、十番及び十一番 永田町二丁目一番、八番及び十七番から二十番まで 隼町三番及び四番 平河町二丁目六番、七番及び九番から十六番まで

備考

一　側端の一方のみがこの表の対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象政党事務所に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象政党事務所の敷地及び対象政党事務所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

民進党本部

○総務省告示第二百二十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の四十第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第四百九十七号（地方税法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する電気通信事業を営む者を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十日

総務大臣　山本　早苗

「フュージョン・コミュニケーションズ株式会社」を「楽天コミュニケーションズ株式会社」に改める。

○総務省告示第二百二十四号

次の無線設備の機器は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条に規定する無線設備の機器の検定に合格したので、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年五月二十日

総務大臣　山本　早苗

法第37条第４号の機器（船舶自動識別装置の機器）

合格者の氏名又は名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日	その他必要な事項
古野電気株式会社	船舶自動識別装置　ＦＡ－170	ＡＩＳＭＡＦＤ156.025／162.025Ｆ１Ｄ241－１ ＡＩＳ　16001	平成28年５月９日	—

○総務省告示第二百二十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二十九項の規定による納付受託者の名称変更の届出があったので、同条第三十項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年五月二十日

総務大臣　山本　早苗

変更前の納付受託者の名称	変更後の納付受託者の名称
株式会社セコマ	株式会社セイコーマート
山崎製パン株式会社	株式会社デイリーヤマザキ